第三十四条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十八条の十五第一項、第十八条の二十三第一項又は第十八条の二十五第一項」を「第十八条の十七第一項、第十八条の二十八第一項又は第十八条の三十第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第十八条の十九の規定に違反したとき。

第三十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十八条の二十四第一項」を「第十八条の二十九第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十八条の二十七」を「第十八条の三十二」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十八条の三十」を「第十八条の三十五」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第十八条の十五第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三十七条中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「第十八条の十五第二項」を「第十八条の十七第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第十八条の十五から第十八条の二十までの改正規定（第十八条の十五第六項に係る部分に限る。）及び第三十五条の改正規定（同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に一号を加える部分に限る。）並びに次条第二項の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の大気汚染防止法（次項において「新法」という。）第十八条の十五（第六項を除く。）及び第十八条の十六から第十八条の二十三までの規定は、この法律の施行の日から起算して十四日を経過する日以後に着手する建設工事（この法律による改正前の大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事であって、同日前に着手していないもの（以下この項において「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

２　新法第十八条の十五第六項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に着手する建設工事について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項ただし書中「その夫が障害基礎年金の受給権者であつたことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていた」を「老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡した」に改める。

第八十七条第三項の表平成三十一年度以後の年度に属する月の月分の項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

第九十条第一項第三号中「障害者」の下に「、寡婦その他の同法の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者」を加え、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同条第四項中「、第三号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第九十条の二第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号並びに第九十条の三第一項第二号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

附則第五条第一項第一号中「もの」の下に「（この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）」を加え、同項第二号中「者」の下に「（この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）」を加え、同条第七項に次の一号を加える。

五　この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

附則第五条第八項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

附則第九条の三の二第一項中「当分の間、」の下に「保険料納付済期間等の月数（」を、「合算した月数」の下に「をいう。第三項において同じ。）」を加え、同条第三項中「基準月」を「脱退一時金の額は、基準月」に、「第八項において同じ。）が平成十七年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、次の表の上欄に掲げる請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数（以下この項において「対象月数」という。）に応じて、それぞれ同表の下欄に定める」を「）の属する年度における保険料の額に二分の一を乗じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数を乗じて得た」に改め、同項の表を削り、同条第八項を削る。

第二条　国民年金法の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第二十四条ただし書中「年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を削る。

第二十八条第二項各号中「七十歳」を「七十五歳」に改める。

第三十六条の三第一項中「八月」を「十月」に、「七月」を「九月」に改める。